

ID: 213

担当部署: 上下水道課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	聖籠町水道事業給水条例 第38条及び第39条		
例規番号	昭和57年 条例第13号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(過料)</p> <p>第三十八条 町長は、次の各号の一に該当するものに対し、五万円以下の過料を科し、損害があつたときは、これを賠償させることができる。</p> <p>一 第五条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第十六条の二第三項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微の変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>二 正当な理由がなくて、第十六条第二項のメーターの設置、第二十五条の使用水量の計量、第三十四条の検査、又は第三十六条の給水の停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>三 第二十条第一項の給水装置の管理義務を著しく怠つた者</p> <p>四 第二十四条の料金、第三十一条の加入金及び第三十二条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者</p> <p>(料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第三十九条 町長は、詐欺その他、不正の行為によつて、第二十四条の料金第三十一条の加入金及び、第三十二条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料に処することができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日